

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年7月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年2月まで

私は、平成6年7月に市役所へ婚姻届を提出に行き、同時に国民年金に関する手続も行った。その時に担当者から、未納期間については急いで納付するように言われた記憶がある。

保険料額や、納付書の入手方法等の記憶は無いが、郵便局で国民年金保険料を納付したことだけは間違いなく記憶している。

申立期間が、未納とされていることは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年7月から5年2月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された6年8月4日時点では、当該期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人が国民年金への加入手続を行った際に居住していたA市を管轄する年金事務所に確認したところ、国民年金へ加入した時点でさかのぼって資格を得た被保険者に、時効前の未納期間があれば過年度納付書を郵送で交付するとしていることから、申立人は国民年金への加入手続後、過年度納付の納付書入手し、申立期間のうち平成4年7月から5年2月までの期間の保険料を納付することは可能な状態であったものと考えられる。

さらに、申立人が述べている納付書により郵便局で保険料を納付する方法は、申立人が当時居住していたA市の納付方法及び過年度保険料の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さはみられない上、申立期間後の厚生年金保険から国民年金への切替手続も適正に行われている。

一方、申立期間のうち、平成4年4月から同年6月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない上、年金事務所も時効により納付できない期間について、納付書を交付することは無いと述べている。

また、申立人が平成4年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに同期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年7月から5年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月1日から同年7月3日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年4月1日から同年7月3日まで
② 昭和50年3月1日から51年1月1日まで

私は、知人の紹介により、昭和49年3月にA社の採用面接を受け、同年4月1日に正社員として入社した。同社では、入社当初に試用期間は無く、入社直後の49年4月分の給与から厚生年金保険料が控除されていた。また、同社を退社した際の50年12月分の給与からも厚生年金保険料は控除されていた。同社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社で申立人の採用面接を行った当時の事業主によると、申立人の同社への入社時期は、昭和49年4月であると証言していることから、申立人は、当該期間に同社に勤務していたと認められる。

また、事業主は、「申立人については、入社当初に試用期間を設けておらず、給与から厚生年金保険料を控除していたはずである。」と証言している上、同僚一人は、「申立人は、正社員として勤務しており、A社では、正社員には試用期間は無く、入社当初より給与から厚生年金保険料は控除されていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②のうち、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和50年6月29日後の期間については、申立人の勤務状況を確認することができない上、同年3月1日から同年6月29日までの期間についても、申立人は、同社が倒産した同年6月の数か月前には既に退職していたとの事業主の証言から、申立人の勤務状況を確認することはできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、事業主、事業主の親族一人及び監査役を除き、申立人が資格を喪失した昭和50年3月1日以降も同社において継続して被保険者資格を有している者はおらず、同日以降に新たに資格を取得した者も確認できない。

このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書や賃金台帳等の資料は無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月30日から同年5月1日まで
A社に、昭和62年4月30日まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日が同年4月30日になっている。
同社での厚生年金保険の資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が所持している年金手帳及び申立人の供述から判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和62年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和62年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成10年7月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月21日から同年8月28日まで

私は、B市内の給油所で従前の経営者から引き継いだA社に継続して勤務していたのに申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間についてA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社の事業主は、「申立人がC社から継続して勤務していたことは間違いない。申立人が勤務していた給油所の移管が急に決まり、多忙であったことなどから、事務上のミスで申立人の資格取得手続きが遅れたと思う。保険料控除も行っていたと思う。」としていることから、申立人は、申立期間について、同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年8月の社会保険事務所（当時）の記録から22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は事務手続きのミスで申立人の資格取得が遅れたとしていることから、事業主が平成10年8月28日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日にかかる記録を昭和25年8月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月26日から同年12月1日まで

私は昭和25年6月1日から41年8月21日まで、A社に勤務していた。途中退職したことはないので、年金記録が欠落していることに納得がいかないため、記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社及びC社に勤務していた同僚の証言及びC社から提出されたC社第五期決算報告書から判断すると、申立人は申立期間においてC社に勤務していたことが認められる。

また、A社及びC社は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、事業主及び所在地が同一であることが確認できることから、申立期間当時、A社及びC社で勤務していた従業員数についての同僚の証言と、両事業所の被保険者数を合計した人数はほぼ一致していることから、いずれの事業所においてもすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと認められる。

さらに、後継者である現在の事業主は、A社からC社へ転籍する際に誤った手続きがされたように思うと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和25年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当で

ある。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主はA社からC社へ転籍する際に誤った手続きがされたとしていることから、事業主が昭和25年12月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月から同年11月までの保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は22年4月16日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から21年3月までは60円、同年4月から22年3月までは210円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から22年4月16日まで

A社に問い合わせたところ、厚生年金保険に加入していたとの返事をもたらした。しかし、年金事務所からの回答によると、資格取得日は確認できたが、資格喪失日は不明であるとのことであった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB健康保険組合の回答から判断して、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、A社が昭和17年から作成し、保管している保険台帳によると、申立人の資格取得日は19年6月1日（実際に、給与からの厚生年金保険料の控除が開始されたのは厚生年金保険法が施行された19年10月1日からとなる。）、資格喪失日は22年4月16日と記載されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険被保険者台帳索引票及び昭和19年6月ごろから23年8月ごろまでのA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格喪失日は不明であるものの、19年6月1日に申立人が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は22年4月16日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する保険台帳の記録から、昭和19年10月から21年3月までは60円、同年4月から22年3月までは210円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 62 年 3 月まで
平成元年の夏ごろ、結婚する際に、私が会社を退職してから今までの約 5 年間の保険料を父が役場でまとめて納付してくれた。全額納付しているはずなので、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立期間を含む約 5 年間の国民年金保険料を結婚前に一括して納付したと主張しているが、保険料を納付したとする平成元年夏の時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができず、また、オンライン記録を基に旧姓を含む複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている記録は見当たらない。

また、申立期間の保険料を納付したとする役場では、制度上、過年度保険料を収納することができないことから、過年度にあたる申立期間の保険料を役場で納付したとは考え難い。

さらに、納付記録のある期間については、ほぼ毎月 25 日前後に納付していることが確認でき、一括して納付したとする申立人の主張とは納付方法が符合しない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続や保険料納付について、父親にすべてを任せていたと主張し、申立人自身はこれに関与しておらず、具体的な状況が不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年12月まで

昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料の納付記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間当時は、定期的に集金にて保険料を納付していたことや、集金人の氏名まで記憶がある。

申立期間について未納とされていることは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年4月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認することができ、この時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている記録は見当たらない。

また、国民年金被保険者台帳を見ると、国民年金手帳記号番号払出時点で時効にかからない申立期間に続く昭和41年1月から42年3月までの保険料は、43年4月2日に過年度納付されていることが確認できる上、42年4月から同年12月までの保険料については現年度納付の最終期限である43年4月30日に一括納付されていることが確認でき、申立人の主張する納付状況と符合しない。

さらに、申立人及びその妻は、国民年金の加入手続等について記憶が無く、具体的な状況が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から60年12月まで

私は、昭和54年4月から60年12月までの期間は、厚生年金保険の適用事業所ではない事務所に勤務していたため、国民年金に加入した。国民年金保険料は、毎月の給料で納付することが苦しかったことから、半年又は1年ごとのボーナス時（8月及び12月）にまとめて、A区役所の国民年金窓口で納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年4月から60年12月までの期間は、継続して半年又は1年ごとのボーナス時（8月及び12月）にまとめて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間以外にも9か月の未納期間がみられる。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳には、当該未納期間の保険料はいったん収納されたものの、収納時には時効により納付できない期間の保険料であったため還付されたと考えられる内容の記載があり、まとめて保険料を納付していたとする申立人の主張とも符合しており、その記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付は申立人自身が行っていたとしているが、納付金額等について、申立人の記憶は明確ではない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 754

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 16 日から同年 9 月 1 日まで
私は、昭和 48 年 1 月に A 社に入社し翌年 4 月末に退社するまで、同じ事務所で同じ仕事をしてきた。途中、同族会社の B 社に移籍したと言われたが、辞令など書類は何ももらっていない。会社の都合で厚生年金保険の記録が切れるのは納得できないので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び同僚の供述から、申立人は申立期間を含めて A 社及び A 社の関連会社である B 社に継続して勤務していたことがうかがえるが、オンライン記録では、A 社において昭和 48 年 6 月 16 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、B 社が厚生年金保険の適用事業所となった同年 9 月 1 日に、B 社において資格を取得している。

このことについて、上記 2 社の元役員は、両社とも経理事務担当者は大変しっかりしており、事務上の間違いは考えられず、社会保険事務所（当時）の記録どおり、申立期間に係る厚生年金保険料は控除していないと思う旨を供述している。

また、A 社において昭和 48 年 6 月 16 日に資格を喪失し、B 社において同年 9 月 1 日に資格を取得している同僚が 3 人確認できるところ、そのうちの一人は、未加入となっている期間の給与から保険料を控除されていたかどうか分からないと述べており、ほかの二人からも申立期間に係る保険料控除に関する証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 755 (事案 392 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 6 月 1 日から 36 年 10 月 2 日まで
② 昭和 36 年 12 月 1 日から 37 年 8 月 21 日まで
③ 昭和 37 年 8 月 30 日から 41 年 11 月 5 日まで

私は、申立期間に係る脱退手当金を受給した覚えはない。新たに当時の事について証言してくれる者が見付かったので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していた申立期間③の事業所の脱退手当金の支給記録がある複数の同僚の証言から、事業主による代理請求が行われた可能性が高いと考えられること、ii) 厚生年金保険被保険者資格喪失後、国民年金へ強制加入すべき期間があるにもかかわらず、すぐに国民年金の加入手続をしておらず、当時の年金制度に対する意識が高かったとは考え難いこと、iii) 申立人の脱退手当金の支給決定に係る事務処理に不自然さはいかたがえないこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、「私が脱退手当金を受給していないことについて新たに 3 人の元同僚が証言してくれる。」と申立てているが、当該 3 人のうち連絡が可能であった 2 人に聴取しても、申立人が脱退手当金を受給していないとする具体的な証言等を得ることができず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 8 月 10 日から同年 11 月 15 日まで
② 平成 8 年 10 月 1 日から 11 年 11 月 21 日まで

申立期間①については、昭和 52 年 5 月に A 社を退職後、ハローワークへ雇用保険の受給手続に行き、約 2 か月後に基本手当が支給されることになったので、B 社会保険事務所（当時）において厚生年金保険第四種被保険者の申請をし、その時に保険料を払った記憶があることから遅くとも同年 8 月には厚生年金保険第四種被保険者の届出手続をしたはずであるため、調査願いたい。

申立期間②については、平成 8 年 9 月初旬に C 社内の喫茶店で、当時の会長に面接を受け、同年 10 月から正社員として採用された。寮に住込み、給与から所得税、社会保険料などを引かれ手渡しでもらっていた。入社した時から厚生年金保険料は控除されていたと確信しているので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、第四種被保険者制度は、厚生年金保険被保険者期間が 10 年以上ある者が被保険者の資格を喪失した時に老齢厚生年金を受けるのに必要な資格期間（20 年）を満たしていない場合に、受給資格期間を満たすまで資格喪失後も引き続き被保険者となることができる制度である。申立人が第四種被保険者資格を取得したとする昭和 52 年 8 月 10 日時点において、申立人の厚生年金保険被保険者期間は 16 年 6 か月であり、申立人は、第四種被保険者資格の要件を満たしていることになる。

しかし、B年金事務所が保管している厚生年金保険第四種被保険者資格取得申請受理却下伺によると、申立人の第四種被保険者資格取得年月日は、オンライン記録どおりの昭和52年11月15日と記載されているとともに、厚生年金保険の受給に必要な被保険者期間240月に対して更に41月の保険料納付が必要な旨の計算式及び資格喪失日が56年4月1日との記載が確認できる。

また、厚生年金保険法（旧法第15条3項）によると、第四種被保険者資格の取得日は、「最後に被保険者の資格を喪失した日又は当該申出が受理された日のうち、その者の選択する日に、被保険者の資格を取得するものとする。」とされているところ、厚生年金保険第四種被保険者取得申出書において、社会保険事務所が申立人に電話確認の上、資格取得日について「この申出が受理された日から」を選択したことが記載されていることから、申立人の意思に基づき昭和52年11月15日に届出が受理されたものと考えられる。

さらに、申立人は、「申立期間の厚生年金保険料について、手続をした際に払い、窓口の職員に保険料が高いと言った。」と供述しているが、B年金事務所では、「この手続については、審査をする必要があることから、その場では届出書を受理するのみで、保険料を受け取ることは無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を納付したことを認めることはできない。

申立期間②について、C社が保管している同社の厚生年金基金加入員資格確認及び標準給与決定通知書の控えによると、申立人の同社における資格取得日は平成11年11月21日となっており、オンライン記録と一致している。

また、申立人は、平成8年10月からC社に勤務していたと主張しているが、D地区における申立人の国民健康保険の記録によると、6年8月9日に資格取得、11年11月22日資格喪失となっており、C社における厚生年金保険被保険者資格取得日（11年11月21日）まで国民健康保険に加入していたことが確認できる。

さらに、C社では、「申立人は平成10年5月15日に入社したが、記録のある期間までは厚生年金保険の加入を希望しなかった。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年ごろ
② 昭和 51 年ごろ

私は、申立期間①についてはA市にあったB社に、申立期間②についてはC地区にあったD社に、それぞれ勤務していたが、いずれの期間においても厚生年金保険の記録が無い。調査して厚生年金保険の記録として認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は会社の所在地、業務内容を具体的に記憶していることから、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同社の事務担当者は「当時から現在も変わらず、正社員になるまでに3か月から6か月、人によっては1年ほど期間を要しており、正社員になってから厚生年金保険に加入している。」と述べていることから、申立人は正社員になる前に退職したと考えるのが相当である。

さらに、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について、同僚から聴取することができない。

加えて、同社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番は見られないことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、オンライン記録により、D社は平成10年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所の事業主は平成21年*月に死亡しているが、事業主の妻からの回答によると、「D社は、平成17年7月に倒産しており、申立期間当時の給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる資料は保存してい

ない。」と述べている。

さらに、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について、同僚から聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月1日から35年9月4日まで
夫が昭和*年に亡くなり、私は厚生年金保険の遺族年金を受け取っている。ところが「ねんきん特別便」の記録を見ると、A社の加入記録が35年9月5日から45年4月1日までとなっている。
夫は31年1月1日からA社に勤務していたはずなので、調べてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B町役場が保管している申立人に係る登録原票（閉鎖）記載事項証明書から、申立人は昭和32年5月16日からA社の所在地と同じ住所地に居住しており、その後、同社を退職した時期に当たる45年4月10日に現在の居住地に転居していることが確認でき、また、当時の複数の同僚が、申立人が35年9月よりも前の時期から同社で勤務していたこと、及び会社の側にある家に申立人とその家族が住んでいたことを証言していることから、申立人は、32年5月ごろから45年4月ごろまで同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の申立期間当時の経営者は死亡していたため、同社の業務を引き継いだとする事業所に申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等について照会したが、「当時の資料は残っておらず、わからない。」旨回答している上、申立期間当時の同僚4人からも申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られなかった。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和29年12月25日から申立人が被保険者資格を取得したとされる35年9月5日までの期間における健康保険整理番号に欠

番は見当たらないことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 759

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 25 日から同年 9 月 2 日まで

私は、昭和 43 年 8 月 25 日から A 社に勤務したにもかかわらず、会社が同年 9 月 2 日付けで資格取得の手続をしている。そのため厚生年金保険の被保険者期間が 1 か月少なくなっていることが納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 8 月 25 日から A 社に勤務していたと主張し、同日に入社した同僚の名前を 3 人挙げているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該同僚 3 人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、申立人の取得日と同日であることが確認できるとともに、そのうちの一人は、自身の勤務期間と被保険者期間はほぼ一致しているとしている。

また、A 社は、昭和 57 年 10 月 31 日に適用事業所でなくなっており、申立期間の人事記録及び賃金台帳を確認することができず、また、当時の事業主及び人事担当者は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。